

いわき市都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 29 日
いわき市条例第 15 号

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法により市の権限に属させられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため、いわき市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数の範囲内で市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 7 人
- (2) 市議会議員 6 人
- (3) 関係行政機関の職員 3 人
- (4) 市の住民で前 3 号に掲げる者以外のもの 2 人

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出その他の協力)

第 6 条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者に対して、資料の提出、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(いわき市都市計画審議会条例の廃止)

2 いわき市都市計画審議会条例（昭和 44 年いわき市条例第 123 号）は、廃止する。